

令和 8 年度東松島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 3 月 3 1 日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所及び施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

(2)障害者基本法に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所

(3)障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

- ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を全て満たす事業所）
 - ①障害者である労働者の数が 5 人以上
 - ②労働者の数に占める障害者である労働者の割合が 2 0 % 以上
 - ③障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が 3 0 % 以上

(4)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、調達の対象となる障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

5 調達目標

令和8年度は令和7年度に障害者就労施設等から調達した物品及び役務の実績又はそれを上回ることを目標とする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後に市ホームページ等により公表する。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等について、障害者就労施設等からの情報収集に努め、各組織に情報提供を行うものとする。

8 担当窓口

本調達方針に関する担当窓口は、保健福祉部高齢障害課障害福祉係とする。